

第 7 回

水上村農業委員会総会

議 事 録

令和 8 年（2026）7 月 10 日

水 上 村 農 業 委 員 会

第 7 回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和 8（2026 年）7 月 1 0 日第 7 回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。（10 名）

席番号	氏 名	席番号	氏 名
2	松田一洋	7	山本広樹
3	藤原珠美	8	愛甲純一
4	内田真治	9	椎葉仁吏
5	尾前重徳	10	川内ひと実
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。（2 名）

席番号	氏 名
1	藤田円香
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。
農業委員会事務局長 立尾 一貴

1. 本会議の書記は次のとおりである。
農業委員会事務局 立尾 一貴

1. 会議議案は次のとおりである。
議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善
計画の意見について
報告第 6 号 最適化活動の目標の設定等について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和８年７月１０日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局

おはようございます。

総会に入ります前に、中嶽村長よりご挨拶をいただきます。

ありがとうございました。中嶽村長におかれましては、公務により、ここで退席されます。

（中嶽村長、退席）

それでは、ご起立をお願いします。

よろしくお願いします。ご着席ください。

それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

（会長挨拶）

では、ただ今から令和８年第７回農業委員会総会を開会いたします。

藤田委員と五家推進委員から欠席届が出ていますので、お知らせします。

議事録署名委員を指名します。

２番 松田委員、３番 藤原委員 をお願いします。

議長

次に議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

2 ページをご覧ください。番号 1 です。

譲受人、譲渡人は資料をご確認ください。

申請地は湯山字美所尾 にございます農地 1 筆です。

申請理由は、申請地は不耕作地で、田を植える為の水が管理できない状態である。近隣も山林地帯であり山林に転用し杉の植林育成をしたい。

土地は無償提供、スギ穂は自己所有、植林は自己労力と申請書にあります。

場所につきましては、3・4 ページをご覧ください。

湯山馬場地区 美所尾 水神社・護身さん南に位置します。

また、5 ページには計画図を載せておりますので、併せてご覧ください。

現地写真も、6 ページに載せております。

又、6 月の総会で非農地申請され審議が行われた農地です。

申請地は農用地区域外の第 2 種農地です。

第 2 種農地と判断する理由は、運用第 2-1 (1) のカの

(ア) に該当する農用地区域内にある農地以外であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

3 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 2 項には、次の事項のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

1 号 次に掲げる農地又は採草放牧地につき権利を取得しよ

うとする場合。

イ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地である場合。

ロ 農用地区域内にある農用地又は採草放牧地以外で、集団的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えているとして政令で定めている場合。

2号 当該申請農地以外の土地を供することができる場合。

3号 申請目的の実現に必要な資力及び信用がないこと、農地の転用の妨げとなる権利を有する者の同意がないこと、申請に係る用途に供する見込みがない場合。

4号 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合。

5号 地域における効率的かつ安定的の農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると定められている場合。

6号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、所有権を取得しようとする場合。

7号 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、利用後、耕作の目的に供されることが確実と認められない場合。

8号 農地法第3条の規定により、所有権を移転し、又は各種権利を設定することができない場合に該当すると認められるとき。

9号 認定経営発展法人から権利を取得する場合。

事務局	以上のいずれにも該当しないか、あるいは適切であると思われます。
	熊本県に資料を渡している、現地確認をされる予定です。
	以上で説明を終わります。
議長	この件については、山本委員、松田委員に現地調査を行っていただいておりますので、結果について、山本委員に報告をお願いします。
山本委員	7月7日、松田委員と事務局、私の3名で現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、湯山馬場地区 護身さん付近にある農地です。 立地状況から見ても、転用後も周辺農地に支障はないと思われます。 面積等も申請のとおりであれば、転用しても問題ないと思われます。以上、報告致します。
議長	ありがとうございます。 ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。 (意見なし) その他、質問はありませんか。 異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手) 全員賛成でございますので、議案第17号については、計画のとおり意見決定します。

議長

次に、議案第 18 号農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の意見についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。今回は新規が 1 件、出ております。
7 ページをお願いします。

・ ●●●●さんです。 湯山 本野地区

営農類型は、水稻、苺、茄子、繁殖牛、作業受託です。

・ 現在は、水稻が作付面積 650a、生産量が 26,000 kg ですが、目標は、5 年後に、作付面積を 700a に増やし、生産量も 28,000 kg に増やす予定です。苺（高設栽培）については、現在は作付面積が 52a、生産量が 16,000 kg で、目標は、作付面積は 52a で、単収を 4,000kg にして生産量を 20,000kg に増やす予定です。

茄子については、目標は、現状維持とします。

繁殖牛については、母牛 2 頭、生産 3 頭ですが、5 年後には、生産量 0 頭に、減少される予定です。

作業受託については、現状が 500a ですが、目標は 600a に増やす予定です。

・ 農業所得ですが、水稻の現状は 3,400,000 円ですが、単収 400 kg、所得率 40% で計算して 3,520,000 円まで増やすことを目標とします。

苺については、現状が 12,900,000 円のところ、単収を増やし、所得率 40% で計算して 15,200,000 円とします。

作業受託は、現状 1,000,000 円のところ、1,212,000 円とします。

・ 主たる従事者 1 人当たり年間 430 万円程度の所得目標を達成する計画となっております。

・ 労働時間については、現在 1,800 時間ですが、目標も 1,800 時間とします。

・ 生産方式の目標は、水稻は資材費高騰のため、元肥等の研究を行い、イチゴ（高設）は、夏場の苗管理から病気の予防を徹底する。

・ 改善目標は、休日が決まっていないので、休日制の導入を目指す。又、水稻は農業委員会に条件の良い農地などを斡旋してもらう。

また、主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得が目標を上回る計画となっております。

事務局 なお、令和８年６月１７日に開催された、水上村農業再生協議会において、第４号議案で審議の上、計画は適切であるとの意見決定されております。
説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か意見はありませんか。

（意見、意義なし）

異議・意見がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、議案第１８号については、計画のとおり意見決定します。

議長 次に、報告第６号、令和７年度 農業委員会の最適化活動の実施状況について報告いたします。
事務局より報告をお願いします。

事務局 ８ページをご覧ください。説明します。
令和７年度分の、農業委員会における最適化活動の実績について報告します。

８ページは、農業委員会の現状や農地の面積等の実数です。
９ページに移ります。最適化活動の実施状況についてです。
まず、（１）の農地の集積面積についてですが、令和７年度の担い手への集積目標面積は、②にあるとおり 140ha でしたが、実績は③にあるとおり、111ha でした。

（２）の遊休農地の解消に関しましては、解消目標 35ha のところ、実績は 6ha でした。

１０ページの（３）の新規参入の促進についてですが、１名

新規参入の経営体がありましたが、経営体への農地集積は0.5haでした。湯山舟石で苺生産されている坂本さんです。

次に11ページの2の最適化活動の活動目標についてです。皆様に毎月提出をお願いしている活動日誌の一人当たりの月間目標日数は10日ですが、実績は5.6日となり、(2)の活動強化月間の設定については、農地パトロールなどを実施し、目標どおりでした。

12ページに移りまして、(3)新規就農者育成総合対策相談会の実施についてですが、今後の営農計画に関する相談を受けました。

以上から、全体の実績として、「目標に対して、目標を(やや)下回る結果となりました。」

以上の実績を、HP上で公表します。

説明は以上です。

議長

以上の説明に関して、皆様の質問等はありませんか。

(質問なし)

質問がないようですので、この結果を踏まえて、令和8年度は目標を達成できるように頑張っていきたいと思います。

提案した議案は以上のとおりでありますので、第7回農業委員会総会を閉会します。

(10時 20分)

議長

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議 長 那 須 利 八

署名委員 松田 一洋

署名委員 藤原 珠美
